

医療法人等に係る所得金額の計算書記載の手引き等 (熊本県)

令和2年4月

	目	次
1	はじめに	P 1
2	この計算書の提出について	P 1
3	申告書の提出に必要な添付書類	P 1
4	「医療法人等の所得金額計算書」(上段部分)の記載方法	P 2
5	「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」(下段部分)の記載方法	P 3

添付資料

- ・「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」に係る取扱一覧表 P 5
- ・介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分 P 8

1 はじめに

医療法人(公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含みます。)又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会(以下、これらの法人を「医療法人等」といいます。)における法人事業税の課税標準である所得の算定にあたりましては、地方税法第72条の23第2項の規定により、法人税の課税標準である所得の計算の例によらず、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、また、経費は損金の額に算入しないこととされております。

2 この計算書の提出について

- (1) この計算書は、熊本県に主たる病院・診療所等を有する医療法人等が、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書(以下、これらを「申告書」といいます。)を本県に提出する場合に添付してください。
- (2) 次に掲げる医療法人等にあつては、この計算書の添付は必要ありません。
 - ① 主たる病院・診療所等が他の都道府県にある医療法人等
 - ② 法人税の申告において租税特別措置法第67条第1項の規定(社会保険診療報酬の所得計算の特例)の適用を受ける医療法人等(以下「特例適用法人」といいます。)※ 特例適用法人は、「所得金額に関する計算書(地方税法施行規則(以下「規則」といいます。)第6号様式別表5)」の備考欄にその旨を記載するとともに「法人税の明細書別表10(6)」を提出してください。

3 申告書の提出に必要な添付書類

申告書には、当該記載の手引き等のなかで添付をお願いする書類及び次に掲げる書類のうち、該当するものを添付してください。

- (1) 課税標準の算定関係
 - ① 所得金額に関する計算書(規則第6号様式別表5)
 - ② 医療法人等の所得金額計算書
 - ③ 医療法人等の所得金額計算書 付表(介護保険収入がある場合のみ)
 - ④ 損益計算書
 - ⑤ 法人税法施行規則様式別表4
 - ⑥ 雑益、雑損失の内訳書
 - ⑦ 上記によりなお不足すると認められる場合は、その他必要な書類
- (2) その他
 - ① 欠損金額及び災害損失金の控除明細書(規則第6号様式別表9)
 - ② 民事再生等評価替えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書(規則第6号様式別表11)

③ 課税標準の分割に関する明細書（規則第10号様式）

4 「医療法人等の所得金額計算書」（上段部分）の記載方法

欄	記載のしかた
①	<p>「所得金額に関する計算書（規則第6号様式別表5）」（以下「規則第6号様式別表5」といいます。）の「再仮計」欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付して記載してください。</p>
②	<p>総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地又は土地の上に存する権利（以下「土地等」といいます。なお、土地等には建物は含まれません。）の譲渡益若しくは売却益又は譲渡損若しくは売却損の額（以下、これらを「土地等の譲渡益等」といいます。）がある場合は、記載してください。</p>
④・a	<p>医療保健業とその他の事業の所得金額とをそれぞれ区分して算定している場合にあつては、当該区分して算定された医療保健業の所得金額を記載してください。 なお、この場合において、規則第6号様式別表5の備考欄にその旨を記載するとともに所得の区分計算を明らかにする明細書を添付してください。</p>
④・b	<p>⑦の金額を（⑦+⑧）の金額で除して得た数値に、③の金額を乗じて算定してください。 なお、当該所得金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）てください。</p>
⑥	<p>「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」のアの金額を転記してください。</p>
⑦	<p>「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」のウの金額を転記してください。</p>
⑧	<p>「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」のエの金額を転記してください。</p>
⑨	<p>社会保険診療に係る所得金額について、次により算定してください。 なお、当該所得金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）てください。 また、算定した当該所得金額は、規則第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」欄に転記してください。 《その他の事業収入金額が無い場合》 ⑥の金額を⑦の金額で除して得た数値に③の金額を乗じて算定した社会保険診療に係る所得金額を記載してください。 《その他の事業収入金額がある場合》 ⑥の金額を⑦の金額で除して得た数値に④の金額を乗じて算定した社会保険診療に係る所得金額を記載してください。</p>
⑩	<p>上記「①－⑨」の金額を記載してください。</p>
⑪	<p>規則第6号様式別表9～11の添付を必要とする医療法人等が課税所得金額の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。 なお、この当期控除額は、社会保険診療の所得以外に係る欠損金等であり、法人税における欠損金等と異なるので注意してください。 ※平成30年3月31日以前に開始する事業年度に係る欠損金の繰越期間・・・9年 平成30年4月1日以後に開始する事業年度 〃 ・・・・10年</p>
⑫	<p>上記「⑩－⑪」の金額を記載してください。 なお、算定した当該所得金額は、規則第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に転記してください。</p>

5 「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」（下段部分）の記載方法

欄	記載のしかた
「社会保険診療に係る収入金額」 ア	<p>法第72条の23第3項に規定する社会保険関係法律の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を法律ごとに記載してください。</p> <p>(1) 保険者からの収入金額 査定損益は、収入金額に加算又は減算してください。</p> <p>(2) 被保険者が負担する一部負担金（家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。）</p> <p>(3) 社会保険関係法律等に係る医療費を被保険者（医療費助成対象者を含みます。）に代わって熊本県等が支払った金額。 なお、社会保険関係法律に基づく医療費でないもの及び利子補給金・事務取扱手数料等は「その他の収入金額」になります。</p>
「その他の収入金額」 イ	<p>当期分の医療保健業の収入金額のうち、社会保険診療に係る収入金額以外の収入金額を収入科目ごとに記載してください。</p>
⑮	<p>「（損害保険等を含む）」は、自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額として収入すべき金額をいいます。</p>
⑯	<p>学校又は事業所等の契約に基づく健康診断、予防接種等の給付により収入すべき金額をいいます。</p>
⑱	<p>受託医療収入以外で学校又は事業所の嘱託医であることにより収入すべき金額をいいます。</p>
㉑	<p>⑬～⑳以外の医療等の給付により収入すべき金額をいいます。</p>
㉓	<p>社会保険関係法律の規定に基づく入院時食事療養費に係る標準負担額のほかに、患者、付添人等から別途食事代として収入すべき金額をいいます。</p>
㉔	<p>作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額をいいます。</p>
㉕	<p>利子等及び配当等の収入は、所得税額・利子割額を含んだ金額をいいます。</p>
㉖	<p>「付帯事業収入」とは、医療保健業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療保健業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。</p>
「その他の事業収入金額」 エ	<p>医療保健業以外のその他の事業について支払いを受ける金額を記載してください。 なお、その他の事業が医療保健業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、かつ医療保健業の付帯事業として行われていると認められる場合は、当該金額を㉖の欄に記載してください。</p> <p>※ 「軽微なもの」とは、その他の事業の売上金額が医療保健業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、当該事業の経営規模が同種の事業を行う他の法人との比較において権衡を失しないと認められる程度のものをいいます。</p> <p>※ 「付帯事業」とは、医療保健業の事業目的の遂行又は患者等の便宜に資するため等の理由から医療保健業に付随して行われる事業をいいます。</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>1 法人税法施行規則様式別表4で税務調整（加算又は減算）を行った収入金額は、当明細の科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。（法人税の修正申告又は更正・決定による加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。</p> <p>2 次例に掲げる金額は、所得金額の計算の基礎とする収入金額には含まれません。</p> <p>《収入金額に含めないもの（例）》</p> <p>(1) 各種引当金の戻入及び準備金の取崩しによる益金算入額</p> <p>(2) 土地等の譲渡に係る益金算入額</p> <p>(3) 従業員に係る社宅等の使用料収入及び食事代収入</p> <p>(4) 収入に計上した国税及び地方税に係る還付金又は充当金若しくは過誤納金の額で、還付加算金等の額を除いた額</p> <p>(5) 償却資産の売却収入のうち取得価額を超えない部分の額又はその他経費の戻入と認められる収入金額</p> <p>(6) 棚卸資産に係る仕入の割戻しとして収入に計上した金額</p>
----------------	--

「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」に係る取扱一覧表

記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

ア、イ又はエ欄の○印の項目を計上してください。

(A) 欄に該当するものは別途計算を行い、算出した所得金額を、所得金額計算書の「土地等の譲渡所得等 (A)」の欄に計上してください。なお、(B) 欄は記載不要です。

収入科目	医療保健業		その他の 事業に係る 収入金額 エ	別途計算 する収入 金額 (A)	計算基礎 から除か れる収入 金額 (B)
	社会保険診療に係る 収入金額 ア	その他の収入金額 イ			
社会保険診療分の収入	○				
介護保険収入	○ (注1)	○ (注2)			
窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)			
家族療養費	○ (注3)				
公費負担分	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)			
保険等査定増減	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)			
労働者災害補償保険法の 医療収入		○			
自動車災害賠償責任保険 の医療収入		○			
公害健康被害補償法の医 療収入	○ (非公害医療機関分)	○ (公害医療機関分)			
自費診療収入		○			
入院料、ベッド代差額収 入		○			
健康診断・受託医療収入		○			
医療相談収入		○			
利子補給金・事務取扱手 数料		○			
付添人食事代収入		○			
健康診断等証明収入		○			
生産品等販売収入		○			
受託技工、検査料等収入		○			
嘱託収入		○			
利子等及び配当等収入		○			
電話、電気、ガス、テレ ビ、寝具等使用料収入		○			

収入科目	医療保健業		その他の 事業に係 る収入金 額 エ	別途計算 する収入 金額 (A)	計算基礎 から除か れる収入 金額 (B)
	社会保険診療に係る 収入金額 ア	その他の収入金額 イ			
不要品売却収入		○			
特菜料収入		○			
従業員給食収益		○ (実費を超えるもの)			○
保育料収入					○ (従業員 使用分)
社宅・寮収入		○ (役員への貸与分)			○ (従業員 使用分)
企業年金払戻金					○
債務免除益					○
現金過不足					○
仕入割戻し					○
自動販売機収入		○			
歯ブラシ・おむつ等販売 収入		○			
印紙等販売収入		○(差益が発生する もの)			○
販売手数料		○			
各種補助金・委託料		○(注4)			○(注5)
予防接種補助金・委託料		○			
救急医療協力金		○			
救急診療委託料		○			
休日準夜診療委託料		○			
各種(旅行・忘年会)協賛 金		○			
各種祝金・協力金等		○			
租税の還付(充当)金					○
還付加算金		○			
保険解約・満期返戻金		○ (運用益部分)			○

収入科目	医療保健業		その他の 事業に係 る収入金 額 エ	別途計算 する収入 金額 (A)	計算基礎 から除か れる収入 金額 (B)
	社会保険診療に係る 収入金額 ア	その他の収入金額 イ			
保険等の配当金		○			
生命保険金・損害保険金		○			○(注6)
有価証券売却益		○		○	
償却資産売却益		○ (取得価額を超える 部分)			○
看護学院収入		○ (区分経理のできな いもの)		○	
施設等利用料		○			
土地譲渡益等				○	
贈与・寄付金・受贈益		○ (軽微なもの)		○	
その他の事業に係る収入		○ (軽微なもの)	○		
各種引当金及び準備金の 繰戻額					○

(注1) 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険診療に係る収入金額となるものは、地方税法第72条の23第3項第2号及び第4号により限定されており、①訪問看護、②訪問リハビリテーション、③居宅療養管理指導、④通所リハビリテーション、⑤短期入所療養介護、⑥介護予防訪問看護、⑦介護予防訪問リハビリテーション、⑧介護予防居宅療養管理指導、⑨介護予防通所リハビリテーション、⑩介護予防短期入所療養介護、⑪介護保健施設サービス、⑫介護医療院サービス、⑬指定介護療養施設サービスに係る収入に限ります。

(注2) その他の収入に含むものとして、訪問介護、主治医意見書作成料等、(注1)に掲げるサービス以外の収入。

(注3) 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の取扱いです。

(注4) 医療保険業の業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当などの内容であるものは、その他の収入に含めてください。

(注5) (注4)以外の補助金、例えば、国・地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関から受けた施設整備に対する補助金、雇用に対する補助金、借入れに対する助成金、臨床研修費等補助金等が該当します。

(注6) 支払相当額と相殺されたもの又は圧縮損等により収益反映しないものが該当します。「支払相当額と相殺されたもの」とは、例えば、損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいいます。「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、その他の収入に含まれます。

介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の印字	計上区分		
		社会保険診療収入	その他の収入	
指定居宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護	○	
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	○	
	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 介護予防訪問看護	○	
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 介護予防訪問リハビリ	○	
	通所介護 (デイサービス)	通所介護	○	
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	○注	
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	○	
	短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設 介護予防短期入所老健施設	○注
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	短期入所医療施設 介護予防短期入所医療施設	○注
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	短期入所医療院 介護予防短期医療院	○注
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○	
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設生活介護 介護予防特定施設生活介護	○	
	指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援	○	
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	介護福祉施設	○	
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	介護保健施設	○注	
	介護療養施設サービス (療養病床等)	介護医療施設	○注	
	介護医療院サービス	介護医療院	○注	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス地域密着型通所介護 他	種々	○	

(注1) 指定居宅サービスのうち介護療養型医療施設に係る短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護、指定施設サービス等のうち介護療養施設サービスについては、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条による改正前の介護保険法の規定に基づきます。(同法附則第130条の2第1項)

(注2) 平成17年10月より全額自己負担となった居住費、食費(食材料費及び調理費)、滞在費は「その他の収入」(所得計算書付表においては、②居住費、滞在費等の欄に御記入ください。)となります。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」、「特定入所者支援サービス費」も同様の取扱いとなります。